

愛三西尾法律事務所便り

「男女共同参画白書」にみる女性の就労の実態

◆6月下旬に閣議決定

政府が6月下旬に閣議決定した「平成25年版 男女共同参画白書」の内容が公表されました。

同白書では、「経済成長の担い手としての女性の可能性が注目されている。より多くの女性が新製品・新サービスの開発に参画することにより、多様な経験や価値観が反映され、新しい市場が開拓されることが期待される。また、今後に見込まれる生産年齢人口の減少による影響を女性の就業拡大によって緩和することができる。」と指摘しています。

それでは、公表された白書の内容を見ていきましょう。

◆女性の就業の現状、管理職の割合

平成24年における全就業者に占める女性の割合は42.3%で、海外主要国と比べて大きな差は見られませんでした。

しかし、管理職における女性の割合は、近年は増加傾向にあるものの11.1%となっており、欧米諸国のほか、アジア諸国（フィリピン52.7%、シンガポール34.3%、マレーシア25.0%等）と比較しても低い水準にとどまっています。

また、正規雇用者：非正規雇用者の数は、男性では約2,581万人：約566万人であるのに対し、女性では約1,128万人：約1,247万人となっています。

◆ライフイベントによる就業形態の変化

結婚前に仕事をしていた女性（農林漁業を除く）のうち、27.7%の人が「結婚」を機に、36.0%の人が「第1子出産」を機に、それぞれ離職していました。

また、「介護・看護」を理由に前職を離職した人は、完全失業者約263万人のうち男性では約2万人、女性で



は約3万人であり、非労働力人口約3,232万人のうち男性では約13万人、女性では約88万人と、いずれも女性のほうが多くなっています。

◆今後必要な取組みは？

安倍政権は「女性の活躍」を成長戦略の1つに掲げています。

今後は、家庭内における夫婦の役割分担（育児・家事）の見直し、会社における両立支援についての環境整備等が必要になってくるでしょう。

精神障害の労災認定件数が過去最多に！

◆脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

厚生労働省が、平成24年度の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を発表しました。これは、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の状況についてまとめたものです。

くも膜下出血などの「脳血管疾患」や、心筋梗塞などの「心臓疾患」は、過重な仕事が原因で発症する場合があります、これにより死亡した場合は「過労死」とも呼ばれています。

◆精神障害の労災認定件数が過去最多に

今回注目すべきは、精神障害の労災申請自体は

前年より若干少なくなりました（1,257件）が、労災認定件数が475件（前年度比150件増）となり、過去最多となったことです。

その内容を見ると、昨今、行政による是正指導でも多く指摘されている事項が並んでいます。

業種別では、製造業や卸・小売業、運輸業、医療・福祉といった業種が多くなっています。

◆仕事量・内容の変化、嫌がらせ・いじめに注意

次に、出来事別に支給決定件数をみると、（1）仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった、（2）（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた、（3）悲惨な事故や災害の体験、目撃をした、の順に多くなっています。

また、増加件数としては、（1）1カ月に80時間以上の時間外労働を行った（前年度比29件増）、（2）（重度の）病気やケガをした（同27件増）、（3）上司とのトラブルがあった（同19件増）、（4）セクシュアルハラスメントを受けた（同18件増）、（5）（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた（同15件増）の順に多くなっています。

◆体調の管理と併せて労働時間の管理も

「1カ月に80時間以上の時間外労働を行った」という部分については、脳・心臓疾患の時間外労働時間数（1カ月平均）別支給決定件数をみても、飛躍的に発症率件数が高まってくるころですので、会社の労働時間の管理が非常に重要であることがわかります。

時間外労働が多いと睡眠不足など体調の管理も難しくなり、こうした労災の発生につながってくることも考えられます。

暑い時期になり、熱中症が例年になく多く発生しているようです。今年は体調の管理と併せて、労働時間の管理についても見直してみたいかがでしょうか。

8月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>〔労働基準監督署〕

9月2日

- 個人事業税の納付<第1期分>〔郵便局または銀行〕
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分>〔郵便局または銀行〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>〔公共職業安定所〕

～当事務所よりひと言～

当事務所の弁護士 井上洋一は、この度、衛生工学衛生管理者免許を取得いたしました。

衛生工学衛生管理者は、労働安全衛生法において定められている国家資格であり、労働環境の衛生的改善と疾病の予防処置等を担当し、事業場の衛生全般の管理を行うものです。

これを機に、当事務所では、中小企業における労務管理、安全衛生、メンタルヘルス等に関する法的サービスを、より一層拡充していく所存です。